

高病原性鳥インフルエンザに係る緊急消毒について

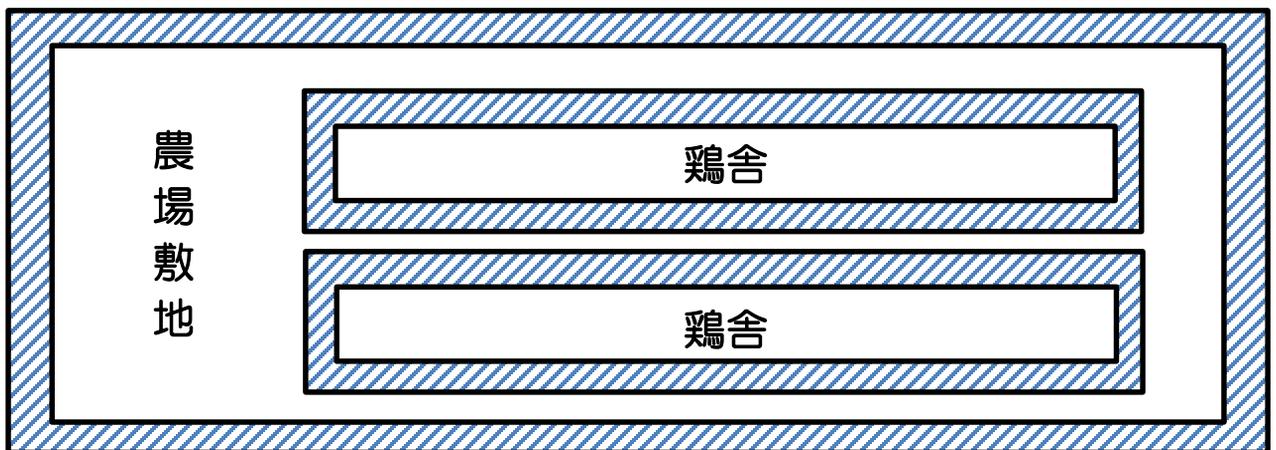
今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、すでに過去最大を超える規模の全国的な発生となっており、まん延防止のため家畜伝染病予防法第30条に基づく緊急消毒が決められました。

◆消毒方法

畜舎周囲及び農場外縁部の消石灰散布

- ◆令和5年1月20日から順次配布を開始します。
- ◆消石灰が届いたら速やかに散布してください。
(散布完了後、連絡願います)

<消石灰散布のイメージ>



- 鶏舎周囲と農場敷地外縁部に1 m以上の幅で散布
- 消石灰散布量は、0.5~1.0 kg/m²目安
- 積雪等で散布が難しい場合でも、農場や鶏舎出入り口等、散布可能な所から順次散布してください。

～家さんの異常を確認したら、直ちに当所へ連絡して下さい～

京都府南丹家畜保健衛生所 TEL:0771-42-3308 (夜間・休日も転送機能あり)